

消防署からのお知らせ

住宅火災により年間約1000人の人が亡くなっています

家庭を守る防火のコツ

住宅火災の原因を知り、火災を防ぐコツを覚えておきましょう。

こんろ火災

こんろ火災の原因

- ・てんぷらなど調理中に火を消さずにその場を離れ出火
- ・周囲の布巾や調理用油などに着火し出火
- ・グリルの残り油に着火して出火



- ①換気扇やこんろ周りの壁、魚グリルなどは定期的に掃除する
- ②こんろの上棚や奥にある調味料などを取るときは火を消す



たばこ火災

たばこ火災の原因

- ・寝たばこ
- ・灰皿の吸い殻の不始末
- ・水に浸さずゴミ箱に捨てる



- ①たばこ火災は死者発生原因のトップ
- ②吸殻はためずに定期的に捨てる



ストーブ火災

ストーブ火災の原因

- ・周囲の可燃物（カーテン、新聞、雑誌等）に着火
- ・乾燥に利用し、乾いた洗濯物が落下して着火
- ・火を消さずに給油したために出火



- ①使用開始時期にはまず点検が大切
- ②使用時期が終わり収納するときには燃料を使い切る



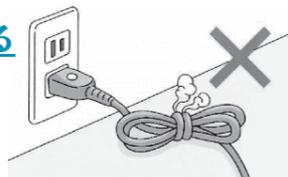
電気火災

電気火災の原因

- ・冷蔵庫の裏のコンセントなどからのトラッキング火災
- ・タコ足配線によるコードなどの過熱火災
- ・重い家具の下敷きになり、傷んだコードの半断線火災



- ①コンセントにほこりがたまらないように、特に隠れているところに注意して定期的に掃除する
- ②コードを束ねて使用しないようにする



火事と救急は119番

＜消防署連絡先＞
 ◇浪江消防署 0240-34-7360
 ◇富岡消防署 0240-25-2119



平成28年度狂犬病予防集合注射の日程

平成28年度狂犬病予防集合注射を下の表の日程のとおり実施します。

※今年度も双葉郡内の他町村での集合注射会場で注射できますので、お近くの会場へお越しください。

※町外の他町村の仮設住宅などでは注射後、注射済証明書が発行されますので、そちらを広野町役場に持参していただき、注射済票と交換してください。（※狂犬病予防注射済票交付手数料 550円）

1 実施日時および場所

4月15日(金)		
広野町内		
時間	場所	
9:30~9:45	坂本好彦宅前空き地	広野
9:50~10:05	正木内地区集会所	広野
10:10~10:20	折木地区集会所	広野
10:25~10:35	北沢停留所付近三叉路	広野
10:40~10:50	南沢地区集会所	広野
10:55~11:10	亀ヶ崎地区集会所	広野
11:15~11:25	東下地区集会所	広野
13:00~13:15	役場前駐車場	広野
13:20~13:30	浜田地区集会所	広野
13:35~13:50	下北迫地区集会所	広野
13:55~14:10	二ツ沼総合公園野外ステージ付近	広野
14:15~14:30	広洋台2丁目地内(調整池隣)	広野
14:35~14:45	上北迫地区集会所	広野
14:50~15:00	田の神地区集会所	広野
15:05~15:15	二本櫛地区集会所	広野

4月16日(土)		
広野町内		
時間	場所	
9:30~9:45	築地ヶ丘公園前	広野
9:50~10:00	下浅見川地区集会所	広野
10:05~10:15	桜田地区(金村組付近)	広野
10:20~10:30	大谷内消防屯所	広野
10:35~10:45	長畑地区集会所	広野
11:00~11:25	小松地区集会所	広野
11:40~11:50	善平地区集会所	広野
13:00~14:30	役場前駐車場	広野

4月21日(木)		
福島市内		
時間	場所	
9:30~9:40	さくら応急仮設住宅	双葉
10:10~10:25	笹谷東部応急仮設住宅	浪江
10:40~10:55	北幹線第一応急仮設住宅	浪江
11:00~11:10	北幹線第二応急仮設住宅	双葉

桑折町内		
時間	場所	
11:30~11:45	桑折駅前応急仮設住宅	浪江

南相馬市内		
時間	場所	
14:20~14:35	八方内応急仮設住宅	浪江

4月22日(金)		
二本松市内		
時間	場所	
8:30~8:40	杉田農村応急仮設住宅	浪江
9:00~9:15	杉内多目的運動広場応急仮設住宅	浪江
9:45~10:00	安達運動広場応急仮設住宅	浪江
10:15~10:25	郭内公園応急仮設住宅	浪江
10:35~10:45	岳下住民センター応急仮設住宅	浪江

本宮市内		
時間	場所	
11:20~11:30	恵向公園応急仮設住宅	浪江
13:30~13:40	高木公園応急仮設住宅	浪江
13:50~14:05	石神第一応急仮設住宅	浪江

2 費用	
◇登録と注射の場合	6,200円
<内訳> 畜犬登録手数料	3,000円
狂犬病予防注射代	2,650円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
◇注射のみの場合	3,200円
<内訳> 狂犬病予防注射代	2,650円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
◇注射済票交付のみの場合 (動物病院で注射済みの場合)	550円

4月25日(月)		
いわき市内1		
時間	場所	
9:00~10:00	大熊町役場いわき出張所	大熊
10:10~10:40	好間応急仮設住宅	富岡
11:10~11:25	内郷白水応急仮設住宅	楡葉
11:45~12:05	上荒川応急仮設住宅	楡葉
13:30~13:40	四倉町細谷応急仮設住宅	楡葉
14:00~14:20	下高久応急仮設住宅	富岡
14:40~15:40	高久第8応急仮設住宅	楡葉

いわき市内2		
時間	場所	
9:00~9:30	南台応急仮設住宅	双葉
10:20~10:30	常磐銭田応急仮設住宅	楡葉
10:45~11:15	渡辺昼野応急仮設住宅	大熊
11:35~12:05	泉玉露応急仮設住宅	富岡
13:30~14:00	小名浜上神白応急仮設住宅	大熊
14:20~14:40	林城八反田応急仮設住宅	楡葉
14:50~15:20	鹿島町下矢田応急仮設住宅	大熊

4月26日(火)		
郡山市内		
時間	場所	
9:00~9:20	緑ヶ丘応急仮設住宅	富岡
9:50~10:20	南一丁目応急仮設住宅	富岡・川内
10:50~11:00	富田町稲川原応急仮設住宅	川内
11:05~11:45	富田町若宮前応急仮設住宅	富岡・楡葉
13:15~13:30	喜久田応急仮設住宅	双葉
13:50~14:05	日和田応急仮設住宅	双葉

大玉村内		
時間	場所	
14:45~15:05	大玉村安達太良応急仮設住宅	富岡

白河市内		
時間	場所	
15:30~15:45	郭内応急仮設住宅	双葉

4月27日(水)		
会津若松市内		
時間	場所	
8:30~8:40	松長近隣公園応急仮設住宅	大熊
8:50~9:00	一箕町長原地区応急仮設住宅	大熊
9:20~9:30	扇町1号公園応急仮設住宅	大熊
9:40~10:00	東部公園応急仮設住宅	大熊
10:20~10:30	第二中学校西応急仮設住宅	大熊
11:20~11:30	河東学園応急仮設住宅	大熊
13:00~13:30	会津美里町宮里応急仮設住宅	楡葉
14:00~14:10	亀公園応急仮設住宅	大熊
14:40~15:00	大熊町役場会津若松出張所	大熊

5月16日(月)		
三春町内		
時間	場所	
9:00~9:20	旧中郷小学校応急仮設住宅	葛尾
9:25~9:35	柴原秋久保応急仮設住宅	富岡
9:45~10:00	狐田応急仮設住宅	葛尾
10:10~10:20	もみじ山応急仮設住宅	富岡
10:30~10:40	西方浮貝応急仮設住宅	葛尾
10:45~11:00	斎藤里内応急仮設住宅	葛尾
11:05~11:15	中妻分館前応急仮設住宅	葛尾
11:20~11:30	鷹巣瀬山応急仮設住宅	葛尾
11:35~12:05	貝山応急仮設住宅	葛尾
13:30~13:40	熊耳応急仮設住宅	富岡
14:00~14:10	平沢応急仮設住宅	富岡

5月29日(日)		
川内村内		
時間	場所	
9:00~11:00	川内村役場玄関前	川内

5月30日(月)		
川内村内		
時間	場所	
9:00~9:30	第1区集会所前	川内
9:40~10:00	第2区集会所前	川内
10:10~10:30	第3区集会所前	川内
10:40~10:55	第4区集会所前	川内
11:15~11:40	第5区集会所前	川内
11:45~12:00	第6区集会所前	川内
13:00~13:15	手古岡集会所前	川内
13:25~13:40	第7区集会所前	川内
14:00~14:10	第8区集会所前	川内

6月19日(日)		
楡葉町内		
時間	場所	
10:00~11:00	楡葉町役場玄関前	楡葉

3 その他
 ○犬を飼ったら登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。
 ○犬の登録は、町内の会場のみとなります。
 ○狂犬病予防注射の対象となる犬は生後91日以上の犬です。
 ○犬の死亡や犬の所在地、所有者の氏名および住所など、登録した事項に変更があった場合は、届け出が必要です。
 ○登録済みの犬については、はがきにより個別通知いたしますので、記載事項に誤りがないか確認し、注射実施日には忘れずにはがきを持参してください。
 ○状況により、実施時間が遅れる場合がありますので、ご了承ください。
 ○上の表の期間内であれば、どの場所でも予防注射を受けられます。
 ○今年度は、個別通知のはがきを持参すれば、上の表の郡内各町村で実施する定期集合予防注射を受けられます。
 ※当日は大変混み合い犬同士の間が起ることもありますので、犬を連れてきたら所定の場所で一時待機していただき、役場職員が手続きをしに飼い主のところへ行きます。